

第1条 事業所における高齢者虐待防止の基本的考え方

当院は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きないように、この指針を定め、全ての職員はこれに従ってサービスを提供します。

第2条 虐待の定義

- 1.身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、またはその恐れのある暴行を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- 2.介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的か結果的かを問わず、提供すべきサービスを放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- 3.心理的虐待：脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等で利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。
4. 性的虐待：利用者にわいせつな行為をする、またはさせること。
5. 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分する、または本人が希望する金銭の使用を不当に制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待防止委員会を設置し、以下の役割を果たします。

1. 委員会の役割

- 虐待防止のための指針の整備
- 年1回以上の職員研修の実施
- 虐待防止担当者の選任
- 虐待の予防、早期発見の取り組み
- 虐待発生時の対応
- 原因分析と再発防止策の検討

2. 構成員

- 虐待防止担当者を含む2名以上、職種に関しては特に決まりはなし

3. 委員会の開催頻度と記録

- 年1回開催、虐待の発生または発生が疑われる場合はその都度開催
- 会議内容を記録

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. 年2回以上および職員採用時には研修を実施する。
2. 人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

3. 研修内容を記録・保管する。

第5条 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける

1. 虐待防止委員会を設置し、年1回以上定期的に開催する。
2. 年1回以上の職員研修を実施する。
3. 虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見の取り組みを進める。
4. 万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

第6条 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

1. 虐待発生または疑いがある場合は直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
2. 緊急性の高い場合は行政機関や警察と連携し、被虐待者の権利と生命を最優先する。
3. 虐待者が職員である場合は厳正に対処する。
4. 原因と再発防止策を委員会で討議し、職員に周知する。

第7条 虐待発生時の相談報告体制

1. 利用者や家族等からの虐待通報は本指針に従い対応。相談窓口は虐待防止担当者。
2. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び 担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

第8条 虐待に関する苦情解決方法

1. 苦情受付担当者は内容を管理者に報告。
2. 苦情相談窓口での内容は個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう対応。
3. 対応の結果は相談者に報告する。

第9条 成年後見制度の利用支援

入居者およびその家族に権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

第10条 当該指針の閲覧

入居者および家族がいつでも閲覧できるようにし、ホームページでも公表する。

第11条 その他

権利擁護および高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指す。

この指針は、2024年4月1日より施行する。